

■ 研究ノート

ロンドン・UK 生活賃金の算出方法の統一化と日本への示唆

岸 道雄\*

【要旨】イギリスのロンドン生活賃金、UK 生活賃金の算出方法の見直しと統一化が 2016 年に行われた。本稿は、それまでのロンドン生活賃金、UK 生活賃金の算出方法を概観し、新たに統一化されたロンドン・UK 生活賃金の算出方法の主要な点を確認した上で、日本における生活賃金算出への示唆を探り、検討課題について考察を行う。

キーワード：ロンドン生活賃金，UK 生活賃金，算出方法

I. はじめに

近年、最低賃金法に基づいて定められている日本の最低賃金額が十分であるかどうかの観点から、特定の地域における実際の最低生計費を調査する取り組みが行われている<sup>1)</sup>。こうした取り組みは、最低限の文化的な生活が可能で賃金、すなわち、「生活賃金」はいかにあるべきかという考えに通じるものがある。イギリスでは、1999 年から全国最低賃金法が施行され、日本と同様に法定最低賃金が存在するが<sup>2)</sup>、2000 年代初め頃からロンドンにおいて、首都ロンドンにおける生活費の高さに応じた最低限の賃金を求める「ロンドン生活賃金 (London Living Wage)」運動が非営利団体を中心に展開されてきている。2000 年代以降の 3 代にわたるロンドン市長の支持、支援を受けたこともあり、2016 年 10 月 31 日時点で、ロンドン・UK 生活賃金の推進母体である Living Wage Foundation の認証を受け、ロンドン生活賃金を支払っている企業・団体等は、1,033 に上る<sup>3)</sup>。また、2011 年からは、ロンドン以外の生活賃金についても、「UK 生活賃金」としてラフバラ大学の社会政策研究センター (Centre for Research in Social Policy at Loughborough University) によって単一レートが公表されてきた<sup>4)</sup>。こうした中、イギリス政府は、2016 年 4 月から「全国生活賃金 (National Living Wage)」を導入した。ただし、全国生活賃金は、それまでの全国最低賃金の修正版ともいえるもので、25 歳以上の成人に限定して適用され、2020 年までに勤労者の中位所得の 60% の水準を目指すとされており<sup>5)</sup>、生活費に基づいて算出されるものではない。

本稿は、こうしたイギリスにおける生活賃金の動向について、特に算出方法に着目し、2016 年に行われたロンドン・UK 生活賃金の算出方法の見直しと統一化について分析し、今後の日本の生活賃金の算出方法への示唆を得ることを目的とする。本稿の構成は次の通りである。まず、イギリスの 3 つの生活賃金についてその目的と概要について示す。次に 2015 年までのロンドン生活賃金の算出方法とラフバラ大学によるロンドンを除く UK 生活賃金の 2015 年までの算出方法について確認する。そして、2016 年に行われたロンドン

---

\*立命館大学政策科学部・教授

生活賃金と UK 生活賃金の算出方法の見直しについて分析し、最後に日本への示唆を考察する。

## II. イギリスの全国最低・生活賃金制度

1998年に当時のブレア労働党政権により、全国最低賃金法（National Minimum Wage Act）が制定され（1999年施行）、低賃金委員会（Low Pay Commission）が最低賃金を政府に勧告する仕組みが設定された。全国最低賃金法の目的について、現在の低賃金委員会の委員長であるデイビッド・ノーグロヴ氏（David Norgrove）によると、最低賃金法には正式な目的は示されていないものの、最低賃金法は賃金の引き上げと搾取を防止することを意図しており、一方で、その水準は「必要性（need）」ではなく、「（企業が）費用を負担できること（affordability）」によるとしている。すなわち、最低賃金法の目指すところは、雇用へ大きな負の影響を与えず、可能な限り多くの低収入の労働者を助けることとしている<sup>6)</sup>。

イギリス政府は、2015年7月の予算の発表時に、全国生活賃金（National Living Wage）の導入を発表した。全国生活賃金は、2016年4月から25歳以上の成人を対象として、それまでの全国最低賃金の成人レートに50ペンス上乗せした7.20ポンドで全国一律で導入された。2020年までに、中位収入の60%に到達するよう上昇させていく予定とのことである<sup>7)</sup>。なお、24歳以下の人々に対しては、引き続き現在の全国最低賃金の各レートが適用されている。全国生活賃金という名称ではあるが、下で述べるロンドン生活賃金やUK生活賃金のように、世帯ごとの生活費に基づいて賃金が算出されることにはなっていない。こうした点について、Living Wage Foundationは、生活賃金ではなく、単なるより高い最低賃金だとし、ロンドンの生活費の高さを考慮していないことや25歳以上の成人に限定し、24歳未満の人々を対象外としていることを批判している<sup>8)</sup>。

## III. ロンドン生活賃金（London Living Wage）

2016年10月31日に公表された新たなロンドン生活賃金は、時間当たり9.75ポンドで、全国生活賃金よりも2.55ポンド、35.4%高い金額となっている。ロンドン生活賃金とはどのようなものかについて、以下で簡単な歴史を踏まえつつ述べる。

2001年に、宗教グループや住民組織等幅広い構成員からなる地域非営利組織であるLondon Citizenのメンバーによって、東ロンドンでロンドン生活賃金キャンペーンが開始された。London Citizenは、低賃金がコミュニティ全体にコストを与え、労働者の健康、教育上の達成や家族生活、市民生活へ悪影響を及ぼしているとし、ロンドンにおける生活賃金を求めるキャンペーンを行なったとされる<sup>9)</sup>。特に子供を持つ親たちが生活費をまかなうために最低賃金の仕事を2つ、3つかけもちをしなければならず、そうしたことのために、子供たちと過ごす時間や地域活動に関わる時間を持つことができないという状況に陥っていたことが、ロンドンにおける生活賃金キャンペーンのきっかけだったという<sup>10)</sup>。

岸（2013）においても示したように、こうしたコミュニティ組織によるロンドン生活賃金運動が広がった要因として、まず、歴代のロンドン市長の理解と支持があったこと<sup>11)</sup>、

特に大ロンドン庁（Greater London Authority）の経済分析専門部署（GLA Economics）がロンドン生活賃金の金額を毎年算出し、ロンドン市長が継続的に公表し、支持を表明することを求めたことが挙げられる<sup>12)</sup>。第2に、全国最低賃金と異なり、ロンドン生活賃金は、あくまでも民間事業者、公的機関等の自主的な採用という形をとっている。これについては、D'Arcy and Finch (2016a)は、強制的な一律適用ではないために、雇用への悪影響を考慮する必要がなく、「Living Wage Foundationは雇用にリスクを与えることのないように、法令による基準ではない金額として生活賃金を常に推進してきた」と指摘している<sup>13)</sup>。第3に、2011年5月にLondon Citizensの親組織のCitizen's UKにより、Living Wage Foundationが設立され、この非営利組織がロンドン生活賃金とロンドン以外のUK生活賃金を設定し、広めるための主導的役割を担うようになっている。Living Wage Foundationは、現在、ロンドン生活賃金を採用する事業者や団体等を「生活賃金雇用者（Living Wage Employer）」として認証（Accreditation）しており、上で述べたように、2016年10月31日時点で、Living Wage Foundationの認証を受けたロンドン生活賃金を支払っている企業、団体等は、1,033<sup>14)</sup>、ロンドン生活賃金雇用者にUK生活賃金雇用者を加えた、認証を受けた生活賃金雇用者総数は、2017年2月時点で、2,900となっている<sup>15)</sup>。

### III.1 2015年までのロンドン生活賃金の算出方法

岸（2013）、岸（2016）において示した通り、2015年までのロンドン生活賃金の計算方法は、GLA Economicsが初めてロンドン生活賃金を公表した2005年から大きな変更はなく、次のようになっていた<sup>16)</sup>。基本的な生活費を満たすのに必要とされる時間当たり賃金（これを基本生活費アプローチ（Basic Living Costs Approach）と呼んでいた）とロンドンの各世帯の中位所得の60%の所得から算出される時間当たり賃金（これを所得分布アプローチ（Income Distribution Approach）と呼んでいた）の2つの異なるアプローチにより算出された金額を加重平均して一つの金額を算出していた。これを貧困閾値賃金（Poverty Threshold Wage）とし、不測の経済的なリスクに備えるために、この金額に15%上乗せした金額（貧困閾値賃金の1.15倍）を最終的にロンドン生活賃金としていた<sup>17)</sup>。

#### (1) 基本生活費アプローチ（Basic Living Costs Approach）

基本生活費アプローチは、かつてヨーク大学にあったFBU（Family Budget Unit）によって開発されたもので、「典型的な家族にとって低コストだが、受け入れ可能な（low cost but acceptable (LCA)）生活水準」を満たすために必要な支出額を算出するというものである<sup>18)</sup>。

GLA Economicsは、基本生活費の推計において、①2人の成人と2人の子供（10歳と4歳）、②1人の成人と2人の子供（10歳と4歳）、③成人2人で子供なし、④成人1人で子供なしの4つの世帯タイプに分けている。それぞれの世帯タイプについて、勤労所得を得ている成人が2人ともフルタイムで働いている、1人フルタイムで1人はパートタイム、2人ともパートタイム、成人が1人の場合、フルタイム、パートタイムという区分けをし、11の世帯タイプに基づいて生活費の算出を行っていた。生活費は、住居費、カウンシル・タックス（居住用資産の評価額をベースに課税される地方税）、交通費、チャイルドケア費

用<sup>19)</sup>、そしてその他の生活費の5つに区分していた。子供がいるかいないかによって、世帯を大きく2分し、それぞれについて上で述べたフルタイム、パートタイムの所得者区分に応じてこうした5つの生活費を算出後、こうして算出された生活費をまかなうために必要な賃金を各種手当・給付を考慮して計算し、最終的に世帯成人数で加重平均することによって、基本生活費に必要な一つの時間当たり賃金額を算出していた<sup>20)</sup>。

## (2) 所得分布アプローチ (Income Distribution Approach)

イギリスの労働年金省 (Department of Work and Pensions (DWP)) は世帯の可処分所得についてのデータを公表しており、GLA Economicsはこのデータを用いて、上記の基本生活費アプローチとは異なる生活賃金額を計算していた。DWPが公表している住居費(家賃、水道代等)を差し引いた可処分所得は、給与、住居およびカウンシル・タックス給付を含むすべての社会保障給付、年金、教育交付金、現物給付の現金価値等からなり、ここから所得税(国民保険料(医療)、年金保険料を含む)や世帯外の人に対する支援支出等を差し引いたものとした。政府の相対的貧困の閾値は所得中位値の60%であることから、GLA Economicsは、こうしたデータに基づき、基本生活費アプローチと同様に、11世帯について、この60%を達成可能とする時間当たり賃金を各種手当・給付を考慮して加重平均し、算出していた<sup>21)</sup>。

## (3) 不測の事態を考慮に入れた最終的ロンドン生活賃金額

GLA Economicsは、上の2つのアプローチから算出されたそれぞれの時間当たり賃金の平均賃金額を貧困閾値賃金 (Poverty Threshold Wage) とした。この貧困閾値賃金自体は生活賃金ではなく、あくまでも貧困かそうでないかの境となる賃金であると位置づけ、生活賃金であるためには、不測の事態に備え貧困状態に陥ることを避けるための余裕が必要であるとの考えから、この貧困閾値賃金に15%分加えた時間当たり賃金をロンドン生活賃金としていた<sup>22)</sup>。

### III.2 2015年までのUK生活賃金

Living Wage Foundationは、2011年から毎年、ロンドン以外の全国平均の生活賃金も公表している。これは「UK生活賃金」と呼ばれており、2016年10月31日公表された現行の金額は、8.45ポンドと、全国生活賃金よりも1.25ポンド、17.4%高い金額となっている<sup>23)</sup>。UK生活賃金は、2015年までラフバラ大学の社会政策研究センター (Centre for Research in Social Policy at Loughborough University) によって算出され、Living Wage Foundationにより設定されるという仕組みとなっていた<sup>24)</sup>。ロンドン生活賃金と同様に、企業が自主的に採用することに任せ、全国生活賃金のように法律に基づく一律強制的なものではない。また、ロンドン生活賃金と同様に、UK生活賃金を採用する企業についてはLiving Wage Foundationが認証する仕組みを設定している。

ただし、2015年まではUK生活賃金とロンドン生活賃金は算出方法が異なっていた。UK生活賃金は、ラフバラ大学の社会政策研究センターによるMIS (Minimum Income Standard) という手法を用いて算出されてきた。MISは、フォーカス・グループと呼ばれ

る特定の一般市民のグループを対象として、社会的に受け入れ可能な生活水準を達成するために必要な物品を購入する予算（収入）を算出するものである。専門家のアドバイスを取り入れつつも、一般的な人々による購入決定が必要最低限の収入の算出の基礎となる方式である<sup>25)</sup>。

MISによる具体的なUK生活賃金の算出方法は次の通りである<sup>26)</sup>。まず、世帯を、単身者、子供なしの夫婦、子供が1人から4人の夫婦（4世帯）、子供が1人から3人の一人親（3世帯）の9つのタイプに分け、社会的に受け入れ可能な最低限の生活水準に達するために購入する必要がある財とサービスを特定する。個々の物品の価格については、全国価格で全国チェーン展開している店を対象とする。この時点においては、家賃、カウンセル・タックス、チャイルドケア費は除外されている。次に、上記の家賃、カウンセル・タックス、チャイルドケア費について、それぞれの世帯タイプごとに計算する。生活に必要な物品と家賃、カウンセル・タックス、チャイルドケア費を足し合わせ、それぞれの世帯タイプごとにこうした生活費をまかなうことが可能な賃金を算出する。この場合、各世帯の成人はフルタイムで働くことと政府からの各種手当・給付を受給することを想定している。最後に、9つの世帯タイプごとの賃金を加重平均し、単一の生活賃金を算出する。

UK生活賃金の算出において、ロンドン生活賃金と異なる重要なことは、年間上昇率の上限が設定されていたことである。平均収入もしくは中位収入の増加率の高い方を超えて最大2%までに制限されていた<sup>27)</sup>。この理由としては、最低生活水準を支える賃金の方が一般的な賃金よりも早く上昇した場合、雇用者に対してすぐに生活賃金のフルコストを支払うよう求めることは非現実的であるためとしている<sup>28)</sup>。ただし、たとえこうした上昇率の上限値が適用された場合でも、次年度以降のベースラインは毎年新たに算出された生活賃金（レファレンス・レート：上記の方法で算出された生活賃金）が適用されるため、レファレンス・レートが中位賃金とほぼ同じもしくは下回るペースで上昇した場合、適用生活賃金が本来のレファレンス・レートの水準に追いつくことが可能になるとしてきた<sup>29)</sup>。

#### IV. Resolution Foundationによるロンドン・UK生活賃金算出方法の見直しと統一化

上でみたように、イギリスにおける生活賃金は現在3種類あるが、純粹に生活費（cost of living）に基づいて算出される生活賃金は、ロンドン生活賃金とUK生活賃金のみである。この2つの生活賃金は、Living Wage Foundationの要求に基づき、それぞれ前者についてGLA Economicsが、後者についてラフバラ大学の社会政策研究センターがその算出と毎年の金額の更新を行ってきた。こうした背景を踏まえ、生活賃金の算出方法を監督し、政策変更や新たなデータを取り入れるといった際の判断に関わる意思決定を行う役割を担う組織として、2016年1月に、Living Wage FoundationによってLiving Wage Commissionが設置された<sup>30)</sup>。2017年2月時点で、Living Wage Commissionは、認証受けた代表的な生活賃金雇用者、労働組合や独立した専門家など10名の委員から構成されている<sup>31)</sup>。Living Wage Commissionから依頼を受け、Resolution FoundationのConor D'ArcyとDavid Finchは、2016年7月に上記2つの生活賃金の算出方法の精査、見直しを行った結果、算出方法の統一化を示す報告書を公表した。同じ生活費に基づく最低限の時間当たり賃金を算出することにおいて、ロンドンとロンドン外の地域において、なぜそ

の算出方法が異なるのかといった疑問は誰しもが抱くことであったが、そうした疑問に対して、Living Wage Foundation は、可能な限り、外部識者の意見と外部の専門機関の力を借りて、算出方法と毎年の賃金額設定に独立性と中立性を持たせる取り組みを行ったと理解することができる。本報告書である D'Arcy and Finch (2016a)においても、賃金額を計算することに対し、より堅固で (robust)、統一化された透明なアプローチを確保するために提言を行うとしている<sup>32)</sup>。この報告書における算出方法の改善と一本化の概要は以下の通りである<sup>33)</sup>。

生活賃金を算出する完全なテクニカルな方法は存在しないと断りつつ、これまでの教訓を踏まえて、現在のアプローチよりも良いものかつ、ロンドン生活賃金とロンドン外の UK 生活賃金を同じ基準で設定することを目指すとしている<sup>34)</sup>。D'Arcy らは、相談した利害関係者や先行研究の分析から、理想の生活賃金について、①従業員 (とその家族) が適正な生活水準 (decent standard of living) を持つことができる、②生活費の変化に直接対応する、③幅広く支持された方法で透明である、④簡素である、の 4 つの原則を設定している<sup>35)</sup>。

#### IV.1 生活費の基本となるバスケットと含めるべき財・サービスの判断者

①の原則について、生活賃金が提供する適正な生活水準とは、働いている人々を貧困状態のまま取り残さない水準としている。具体的には、UK 生活賃金は MIS に基づいていることから、2008 年の MIS 報告書から、「今日のイギリスにおける最低生活基準は単なる食料、衣服、住まい以上を含む。社会に参加するために必要な機会と選択肢を持つために人々が必要とするものを持つことに関することである」<sup>36)</sup>という文を引用し、歴史的にみて所得に基づく貧困ラインよりも MIS の方が高くなることを指摘し、その理由として、MIS は社会が考えている受け入れ可能な最低限の生活水準を反映したものであるためとしている。MIS は、生活費の基礎となる財とサービスの購入バスケットに関して、専門家の意見を取り入れつつも、上記の通り、1 グループ 6~8 名の住民から構成されるフォーカス・グループを複数組成し、グループの市民の人々の意見を主に反映させる方式となっている<sup>37)</sup>。一方、ロンドン生活賃金は、2 つの算出方式のうち、生活費に基づく基本生活費アプローチ (Basic Living Costs Approach) は、上で述べたように、かつてヨーク大学にあった Family Budget Unit によって開発されたもので、「典型的な家族にとって、低コストだが、受け入れ可能な (low cost but acceptable (LCA)) 生活水準」を満たすために必要な支出額を算出するというものである<sup>38)</sup>。ただし、異なる家族構成の各世帯が必要とする最小限必要な財とサービスの購入バスケットに関しては、MIS と異なり、一般の人々の意見よりも、医者、社会学者といった専門家の意見を重視し、反映させてきた<sup>39)</sup>。ただし、この LCA アプローチにおける購入バスケットの内容は最初の LCA の調査が実施された時から十分に更新されていないことを D'Arcy and Finch (2016a) は指摘している<sup>40)</sup>。

②の原則の「生活費の変化に直接対応する」ということに沿うかどうかという観点から、D'Arcy and Finch(2016a)は、ロンドン生活賃金は、2 つの算出方法である基本コストアプローチと所得分布アプローチのうち、所得分布アプローチと、不測の事態に対応できるように 2 つの方法から算出された貧困閾値に 15%を加えることについて、純粋な生活費に

基づいていないという理由で、適切でないとの判断を示し、財とサービスのバスケットに基づく生活費のみによって算出することを提言している<sup>41)</sup>。また、従業員（とその家族）が適正な生活水準（decent standard of living）を持つことができるという観点から、財とサービスの購入バスケットに関して、一般の人々の意見あるいは専門家の意見を重視するかについては、D’Arcy らは利害関係者に相談した結果、大多数から専門家による方法よりも、一般の人々の意見に基づくほうが望ましいとの意見を得たこと、定期的に財とサービスの購入バスケットの内容が更新される必要があるといったこれら 2 つを根拠に、今後はロンドン生活賃金も UK 生活賃金も、MIS に基づいて算出することを提言している<sup>42)</sup>。

#### IV.2 生活賃金の算出に含める世帯の構成と労働形態

上でみたように、ロンドン生活賃金、UK 生活賃金ともに、単一の代表的な世帯（例：単身者）を取り上げて、その生活費を算出していたのではなく、家族構成が異なる複数の世帯ごとに生活費を計算し、それらを構成数に基づき加重平均し、1 つの時間当たり賃金額を算出する方法を取っていた。D’Arcy and Finch (2016a)は、こうした点を継承するとしつつも、子どもを年齢別に、より細かく分け、現実の家族構成をより反映させるために、子どもの年齢が異なる家族のタイプ数を増やし、全 17 タイプの家族構成の世帯別に生活費を計算し、加重平均することで1つの時間当たり賃金を算出することを提言している<sup>43)</sup>。D’Arcy and Finch (2016a)の提言に基づき、最終的に、2016年10月に公表された D’Arcy and Finch (2016b)において示された UK・ロンドン生活賃金算出における 17 の家族構成別の世帯タイプは表 1 の通りである<sup>44)</sup>。

労働者の雇用形態については、イギリス全国において、約 4 分の 3（74%）の労働者がフルタイムで働いており、ロンドンに限ると 77%に達するという<sup>45)</sup>。これまでの UK 生活賃金の計算においては、すべての成人はフルタイムで働く想定していた一方で、ロンドン生活賃金においては、パートタイム、フルタイムと単身、夫婦と子どもなし、あり等より多様な組み合わせで算出していた。D’Arcy and Finch (2016a)は、生活賃金の唯一の目的が労働者の現実の多様性を反映させることなら、フルタイムとパートタイムを含めて計算することが適切であろうとしながらも、利害関係者の多くが、生活賃金の重要な原則がフルタイムで働くことによって、設定された生活水準に到達する機会を提供すべきといったことに同意したとして、各家族タイプにおけるすべての成人は、週 37.5 時間のフルタイムで働くことを想定するとしている<sup>46)</sup>。

#### IV.3 住居費、保育費および交通費

2015 年までは、UK 生活賃金、ロンドン生活賃金両方において、子どもがいない世帯は民間の賃貸物件に居住し、子どものいる世帯は公共賃貸住宅に居住するという想定をしており、D’Arcy and Finch (2016a)もこの想定を継承している。ただし、新たな家族構成

**表 1 UK・ロンドン生活賃金算出における新たな世帯構成**

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| ① | 単身者                              |
| ② | 両親                               |
| ③ | 1人親と子ども1人(3-4歳)                  |
| ④ | 1人親と子ども1人(5-11歳)                 |
| ⑤ | 1人親と子ども2人(3歳未満と3-4歳)             |
| ⑥ | 1人親と子ども2人(3-4歳と5-11歳)            |
| ⑦ | 1人親と子ども2人(5-11歳と12-16歳)          |
| ⑧ | 1人親と子ども3人(3-4歳、5-11歳と12-16歳)     |
| ⑨ | 両親と子ども1人(3-4歳)                   |
| ⑩ | 両親と子ども1人(5-11歳)                  |
| ⑪ | 両親と子ども2人(3歳未満と3-4歳)              |
| ⑫ | 両親と子ども2人(3-4歳と5-11歳)             |
| ⑬ | 両親と子ども2人(5-11歳と12-16歳)           |
| ⑭ | 両親と子ども3人(3歳未満、3-4歳と5-11歳)        |
| ⑮ | 両親と子ども3人(3-4歳、5-11歳と12-16歳)      |
| ⑯ | 両親と子ども3人(5-11歳、5-11歳と12-16歳)     |
| ⑰ | 両親と子ども4人(3歳未満、3-4歳、5-11歳と12-16歳) |

(出所) D'Arcy and Finch (2016b)における Table1 と Table2 を修正し、筆者作成。

別の世帯を増やし、家族構成の基となる人口に関するデータの更新に基づくと、ロンドンおよびロンドン以外の他の地域においても、より多くの世帯が民間賃貸物件に居住することを想定しており、この民間賃貸物件の増加は両方の生活賃金を上昇させる方向に作用するとのことである<sup>47)</sup>。

チャイルドケア費については、これまでのロンドン・UK生活賃金においても、すべての成人については、仕事をしている時は、通勤時間を含めてチャイルドケアを利用することを想定しており、D'Arcy and Finch (2016a)もこの想定を継承している。上記の通り、すべての世帯の成人はフルタイムで働くことを想定しているため、週 37.5 時間のフルタイムの労働に関して、週 42.5 時間の正式なチャイルドケアを想定し、その費用を生活賃金に含めている<sup>48)</sup>。

移動については、これまでの UK 生活賃金とロンドン生活賃金においては、想定が異なっていた。UK 生活賃金においては、子どもがいる家族のみが車を必要とし、子どもがいない家族は公共交通機関を利用する想定であった。ロンドン生活賃金の計算においては、すべての成人は公共交通機関のゾーン 1 からゾーン 2 のトラベル・カードを利用する想定となっていた。年齢が 11 歳未満の子どもはバスおよび地下鉄は無料で利用可能とのことである。D'Arcy and Finch (2016a)では、ロンドンで行われた MIS 調査と他の調査およびデータに基づき、ロンドン郊外の住民はゾーン 4-6 のトラベル・カード(週 26.80 ポンド)、ロンドン内の住民はゾーン 1-3 のトラベル・カード(週 38 ポンド)、11 歳以上の子どもは割安運賃で 1 日 2 回、週 5 日、家と学校の往復の費用を含めることを提言している<sup>49)</sup>。



#### IV.4 物価、政策および人々の期待の変化

生活賃金に急激な変化を与える要因（ショック）に関しては、①物価、②政府の政策の変更、③最低限の受け入れ可能な生活水準に関する社会的見解の3つがあるとしている<sup>50)</sup>。これまでのUK生活賃金の計算については、上で述べたように、1年において経済全体の平均収入もしくは中位収入の増加率の高い方を超えて最大2%までに制限されていた。一方、ロンドン生活賃金については、外的なキャップ（上限設定）はないものの、購入する財・サービスのバスケットの内容が固定されていること、すなわち、何が最低限受け入れ可能かといった人々の見解の変化を含まないこと、賃金の下限（最低賃金）と賃金の上限（中位賃金。実際にはほとんど使われない）が計算上想定されていることから、急激な変動を抑える仕組みが組み込まれていたとしている<sup>51)</sup>。こうした点を踏まえつつ、新たな統一された算出方法においては、賃金の変動ではなく、物価、特に消費者物価にリンクした形で、単年における何らかの急激な生活賃金を抑制する仕組み、「Shock Absorber」が必要と提言している<sup>52)</sup>。

政府の政策の変更については、税制を利用した低所得者支援制度であるユニバーサル・クレジットを例に挙げ、これまでの両方の生活賃金の計算および今後の計算においても、特定の年にどの程度政策変更の影響を生活賃金の計算に反映させるかについては判断が必要であるとし、その判断を行う役割をLiving Wage Commissionが担うとしている。このことが意思決定における透明性の確保と、時として急速に生じる政策変更へのタイムリーな対応を可能とすると指摘している<sup>53)</sup>。

最低限の受け入れ可能な生活水準に関する社会的見解、すなわち、人々の期待の変化については、UK生活賃金算出におけるMISにおいて、子どもがいる世帯については2012年に公共交通機関に代わって車を利用することを想定し始めたことを例に挙げつつ、フォーカス・グループの人々の見解が変わることによって、財・サービスのバスケットの内容の項目が変わり、これが生活費を大きく変動させる要因となりうる。こうしたことを徐々に生活賃金の計算に反映させていくために、ここでもLiving Wage Commissionの役割が重要としている<sup>54)</sup>。

#### V. 日本への示唆と検討課題

2015年までUK生活賃金、ロンドン生活賃金がそれぞれ異なる方法によって算出されていたことを踏まえ、より堅固な算出方法のためにLiving Wage Commissionが設置され、Resolution Wage Foundationの研究者による算出方法の見直しと統一化についてこれまで確認してきた。上で示したことについて、今後、日本において生活賃金を算出する際にどのような示唆を得ることができるか、また検討課題はどのようなことかについて次に述べる。

まず、D'Arcy and Finch (2016a)は、MISを算出の基礎とすることを提言しているが、フォーカス・グループの構成員をどのような基準、プロセスに基づき選出するかという課題がある。特に東京や大阪といった大都市において、このことは容易ではないと考えられる。受け入れ可能な最低限の生活については、人々の主観に依存する面が大きく、フォー

カス・グループの地域性、人数によって差異が出ることが予想される。差異をできる限りなくし、均一化するためには、より多くの人々の見解を聞くことが望ましいが、フォーカス・グループに含める構成員数には限界があるだろう。

イギリスの場合、UK 生活賃金、ロンドン生活賃金ともに、政府による低所得者への税制を用いた金銭的支援を前提としている。このことは、政府による金銭的支援が増加すれば、生活賃金額は減少し、逆に政府による金銭的支援が減少すれば、生活賃金額は増加することを意味している。日本においては、生活賃金算出において、そもそも政府による金銭的支援を前提とするかといった議論が必要であり、生活賃金の概念からすれば、どのような家族構成であっても、経済的に自立した最低限の生活が可能で賃金ということになるものと考えられる。

こうした経済的な自立という観点から、イギリスと日本で大きく異なることは、住居費であろう。UK 生活賃金、ロンドン生活賃金ともに、子どもがいる世帯は公共賃貸住宅に住むことを想定し、ロンドン生活賃金においては、単身者の約半数が民間の賃貸物件をルーム・シェアすることを想定している<sup>55)</sup>。日本の場合、低所得者向けの公営住宅はあるものの、イギリスと同様の想定をすることは現実的ではなく、子どもがいる世帯であっても民間賃貸住宅に居住している世帯は少なくない。低家賃で公営住宅に住むことができる世帯と民間の賃貸住宅に住む世帯の家賃を加重平均することが考えられるが、民間の賃貸物件の場合、一定の部屋数を前提とすると、受け入れ可能な最低限の生活という観点からの利便性（例えば、駅からの距離）をどう考えるかといった検討課題がある。岸（2013）と D'Arcy and Finch (2016a)において指摘されているが、都市部の民間の家賃の高さは、土地の制約、需要に対する住宅供給が十分でないことが主な要因と考えられる。すなわち、政府の住宅政策の影響を受けていることを考慮すると、生活賃金として労働者を雇用する企業側に高い家賃を負担させることの是非についての議論があることが予想される。このことは、上で述べた経済的自立と政府の支援策との関係について、政府の支援策を全くないものとして生活賃金を算出してよいかといった議論にもつながる。

移動費、すなわち、交通費についても、都市部という観点から、ロンドンと比べて東京の公共交通費はシンプルかつ明確なゾーン制になっていないこと、ロンドン交通局（Transport for London）とは異なり、バスと鉄道各社が同じ主体で運営されていないこと、勤務地と居住地の通勤パターンは非常に多様であることを考えると、一定の想定を置かざるを得ないだろう。こうしたことを検討する際に、上記のフォーカス・グループの選出が関係することになり、また、判断が必要な際に、Living Wage Commission のような生活賃金に関する検討課題についての意思決定機関の存在が必要になるものと考えられる。

チャイルドケア費用については、日本の場合、特に都市部において、保育所の待機児童問題があるため、学童保育まで含めた保育費の想定が難しい。すなわち、イギリスのように、すべての成人は、仕事をしている時は、通勤時間を含めてチャイルドケアを利用することを想定するといったことは現実的ではない。保育所に子どもを預けることができないために、親が全く働くことができない、あるいはフルタイムで働くことができないといったことが実際に起きている。この点についても何らかの想定が必要となる。

異なる家族構成に基づく複数の世帯設定を行い、各世帯の生活費を加重平均することによって、生活賃金を単一の時間当たり賃金額とすることの利点と欠点について留意するこ

とも重要である。利点はその簡潔さ、わかりやすさである。イギリスの場合、ロンドンとロンドン以外の地域の2つの生活賃金額のみとしている。しかし、子どもがいる、いない、子どもがいる場合の人数や年齢に応じて生活費を計算し、世帯数に基づいて加重平均した金額を用いることは、単身者にとっては実際の生活費よりも高めの金額となり、子どもの数が多い世帯にとっては実際の生活費よりも低めの金額となる。すなわち、家族構成によって、加重平均によって算出された金額が実際の生活費をまかなうことができる世帯とできない世帯に分かれて存在することになり、すべての世帯が単一の生活賃金額によって、最低限の受け入れ可能かつ適切な（decent）生活をおくることはできないということに留意が必要である。

このように、今回のイギリスにおける生活賃金の算出方法の見直しと統一化を踏まえて、今後、日本でいかにして生活賃金を算出しようかということ考えた場合、検討すべき課題が複数存在している。もちろん、D'Arcy and Finch (2016a)が述べているように、生活賃金算出において唯一正しい方法は存在しない。ただし、イギリスの取り組みを参考にしつつも、人々の日本の現状とデータの入手可能性を踏まえ、可能な限り透明性を確保しつつ、客観性と主観を考慮した日本における生活賃金の算出方法の検討と実際に算出することが、今後の日本の最低賃金制度および最低賃金額の設定のあり方の改善に向けての検討において重要になるものと考えられる。

[注]

- 1) 一例として次の調査がある。北海道労働組合総連合「北海道最低生計費試算調査の結果について」2016年6月3日  
<[http://media.wix.com/ugd/085f68\\_92a8a34db0e041998b64bb65bd61e757.pdf](http://media.wix.com/ugd/085f68_92a8a34db0e041998b64bb65bd61e757.pdf)>
- 2) 地域の特定産業を除き、日本には全国一律最低賃金は存在せず、都道府県ごとの地域別に最低賃金は設定されるが、イギリスにおいては全国一律である。これは後述する全国生活賃金（National Living Wage）についても同じである。
- 3) Greater London Authority Homepage “Mayor announces London Living Wage increase as thousands more benefit” <<https://www.london.gov.uk/press-releases/mayoral/sadiq-announces-london-living-wage>>
- 4) Loughborough University, Centre for Research in Social Policy “Living Wage” <<http://www.lboro.ac.uk/research/crsp/mis/thelivingwage/>>
- 5) Low Pay Commission(2016) “The National Living Wage: A summary of the LPC’s findings on the £7.20 introductory rate” p.1.< [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/579747/The\\_NLW\\_\\_summary\\_of\\_LPC\\_findings\\_on\\_introduutory\\_rate.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/579747/The_NLW__summary_of_LPC_findings_on_introduutory_rate.pdf)>
- 6) Norgrove, David (2015) “Low pay, productivity and the National Living Wage”, Presentation material, 15 September, 2015, p.3. <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/465113/low\\_pay\\_productivity\\_and\\_the\\_NLW.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/465113/low_pay_productivity_and_the_NLW.pdf)>
- 7) Low Pay Commission (2016) “The National Living Wage: A summary of the LPC’s findings on the £7.20 introductory rate” p.1.<<https://www.gov.uk/government/>>

- uploads/system/uploads/attachment\_data/file/579747/The\_NLW\_\_summary\_of\_LP\_C\_findings\_on\_introduutory\_rate.pdf> なお、2017年4月からの全国生活賃金は、30ペンス引き上げられ、7.50ポンドとされる予定となっている。
- 8) Living Wage Foundation Homepage “LIVING WAGE FOUNDATION RESPONSE TO BUDGET 2015”<<http://www.livingwage.org.uk/news/living-wage-foundation-response-budget-2015>>
  - 9) Queen Mary University London Homepage “A short history of the living wage in the UK”<<http://www.geog.qmul.ac.uk/livingwage/history/index.html>>
  - 10) Living Wage Foundation Homepage “History” <<http://www.livingwage.org.uk/history>>
  - 11) ロンドン生活賃金を支持した歴代のロンドン市長は次の通り。2000年5月4日～2008年5月4日：ケン・リヴィングストン、2008年5月4日～2016年5月9日：ボリス・ジョンソン、2016年5月9日以降：サディク・カーン。
  - 12) ロンドン生活賃金が広まった1点目と3点目の理由についての記述は、Wills and Linneker(2012) pp.4-5に依拠している。
  - 13) D’Arcy, Conor & Finch David (2016a) “Making the Living Wage: The Resolution Foundation review of the Living Wage” Resolution Foundation Report, p.15. <<http://www.resolutionfoundation.org/app/uploads/2016/07/Living-Wage-Review.pdf>>
  - 14) Greater London Authority Homepage “Mayor announces London Living Wage increase as thousands more benefit” <<https://www.london.gov.uk/press-releases/mayoral/sadiq-announces-london-living-wage>>
  - 15) Living Wage Foundation Homepage “Living Wage Programme”<[http://www.livingwage.org.uk/who-pays-the-living-wage?qt-living\\_wage\\_schemes=0](http://www.livingwage.org.uk/who-pays-the-living-wage?qt-living_wage_schemes=0)> Living Wage Foundation Homepage の” WHO ARE WE?” のページにおいて、Living Wage Foundation は次の3つのことを行うと説明している。①認証 (Accreditation) : すべてのスタッフにロンドンあるいはUK生活賃金を支払っている雇用者、あるいは今後、生活賃金を採用する予定をしている雇用者を認証し、生活賃金マークを付与する。②情報提供 (Intelligence) : 毎年11月に真の生活賃金レートの公表のアレンジを行い、生活賃金を実施しようとしている雇用者に助言とサポートを提供する。③影響を与える (Influence) : 主要な雇用者が生活賃金運動に参加するよう公開討論会を開催する。また、毎年11月にイギリス全国にわたって生活賃金を祝う行為である “Living Wage Week” をコーディネートする。
  - 16) GLA Economics (2015) pp.6-7.
  - 17) 同上、p.24.
  - 18) GLA Economics (2005) p.6.
  - 19) 日本の保育、学童保育の費用にほぼ相当する。
  - 20) GLA Economics (2015) pp.9-15.
  - 21) 同上、pp.16-19.
  - 22) 同上

- 23) Living Wage Foundation Homepage “The Calculation”  
<<http://www.livingwage.org.uk/calculation>>
- 24) 同上
- 25) Hirsch and Moore (2011) p.7.
- 26) 以下の記述は、Hirsch and Moore(2011)pp.8-11 に基づく。
- 27) Hirsch and Moore (2011) p.10.
- 28) 同上
- 29) 同上、 pp.10-11.
- 30) Living Wage Foundation Homepage “New Living Wage Commission launched to oversee the Living Wage calculation” <<http://www.livingwage.org.uk/news/new-living-wage-commission-launched-oversee-living-wage-calculation>> および  
“Living Wage Commission” <<http://www.livingwage.org.uk/living-wage-commission>>
- 31) Living Wage Foundation Homepage “Living Wage Commission”  
<<http://www.livingwage.org.uk/living-wage-commission>>
- 32) D’Arcy, Conor and Finch, David (2016a) “Making the Living Wage: The Resolution Foundation review of the Living Wage” *Resolution Foundation Report*, p.13.  
<<http://www.resolutionfoundation.org/app/uploads/2016/07/Living-Wage-Review.pdf>>
- 33) 以下、概要の記述については、D’Arcy, Conor and Finch, David (2016a) “Making the Living Wage: The Resolution Foundation review of the Living Wage”  
Resolution Foundation Report <<http://www.resolutionfoundation.org/app/uploads/2016/07/Living-WageReview.pdf>> に依拠している。
- 34) Ibid., pp.4-5.
- 35) Ibid., p.5.
- 36) Bradshaw Jonathan et al.(2008) “A minimum income standard for Britain: What people think” Joseph Rowntree Foundation, P.1.<<https://www.jrf.org.uk/report/minimum-income-standard-britain-what-people-think>>
- 37) Ibid., pp.6-12.
- 38) GLA Economics (2005) p.6.
- 39) D’Arcy and Finch (2016a) p.6.
- 40) Ibid. なお、LCA (Low Cost But Acceptable) の最初の調査は、1998 年の次の研究による。Parker H.(1998) *Low Cost But Acceptable: Families with Young Children: A Minimum Income Standard for the UK*, Policy Press.
- 41) D’Arcy and Finch (2016a) p.22.
- 42) Ibid., p.23.
- 43) Ibid., p.8 and p.26.
- 44) D’Arcy and Finch (2016b) “Calculating a Living Wage for London and the rest of the UK”, *Resolution Foundation Briefing*.<<http://www.resolutionfoundation.org/app/uploads/2016/10/Living-wage-calculations.pdf>>

- 45) D’Arcy and Finch (2016a) p.27.
- 46) Ibid., pp.27-28.
- 47) Ibid, p.8 and p.29.
- 48) D’Arcy and Finch (2016a) pp.31-32.
- 49) Ibid., pp.32-33.
- 50) Ibid, p.9
- 51) Ibid., p.10.
- 52) Ibid., pp.9-10 and pp.36-37.
- 53) Ibid., pp.10-11.
- 54) Ibid., p.10 and p.36.
- 55) Ibid., p.29.

[参考文献]

岸 道雄「イギリスにおける生活賃金の現状と日本への示唆」『地域情報研究』第 5 号、2016 年

岸 道雄「ロンドン・リビング・ウェイジに関する一考察」『政策科学』第 20 卷 2 号、立命館大学政策科学会、2013 年

<[http://r-cube.ritsumei.ac.jp/bitstream/10367/4681/1/ps20\\_2kishi.pdf](http://r-cube.ritsumei.ac.jp/bitstream/10367/4681/1/ps20_2kishi.pdf)>

(2017 年 2 月 15 日最終アクセス)

最低賃金法

<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34HO137.html>>

(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

北海道労働組合総連合「北海道最低生計費試算調査の結果について」2016 年 6 月 3 日

<[http://media.wix.com/ugd/085f68\\_92a8a34db0e041998b64bb65bd61e757.pdf](http://media.wix.com/ugd/085f68_92a8a34db0e041998b64bb65bd61e757.pdf)>

(2017 年 2 月 15 日最終アクセス)

Bradshaw Jonathan, Middleton Sue, Davis Abigail, Oldfield Nina, Smith Noel, Cusworth Linda and Williams Julie (2008) “A minimum income standard for Britain: What people think” Joseph Rowntree Foundation

<<https://www.jrf.org.uk/report/minimum-income-standard-britain-what-people-think>> (2017 年 2 月 17 日最終アクセス)

D’Arcy, Conor and Finch, David (2016a) “Making the Living Wage: The Resolution Foundation review of the Living Wage” *Resolution Foundation Report*.

<<http://www.resolutionfoundation.org/app/uploads/2016/07/Living-Wage-Review.pdf>> (2017 年 2 月 17 日最終アクセス)

D’Arcy, Conor and Finch, David (2016b) “Calculating a Living Wage for London and the rest of the UK”, *Resolution Foundation Briefing*

<<http://www.resolutionfoundation.org/app/uploads/2016/10/Living-wage-calculations.pdf>> (2017 年 2 月 17 日最終アクセス)

GLA Economics (2015) “A Fairer London: The 2015 Living Wage in London”

<<https://www.london.gov.uk/sites/default/files/living-wage-2015.pdf>>

- (2017年2月13日最終アクセス)
- GLA Economics (2005) “A Fairer London: The Living Wage in London”  
<[https://www.london.gov.uk/sites/default/files/a\\_fairer\\_london.pdf](https://www.london.gov.uk/sites/default/files/a_fairer_london.pdf)>  
(2017年2月13日最終アクセス)
- GOV.UK Homepage “National Minimum Wage rates” <<https://www.gov.uk/national-minimum-wage-rates>> (2017年2月15日最終アクセス)
- Greater London Authority Homepage “Mayor announces London Living Wage increase as thousands more benefit” <<https://www.london.gov.uk/press-releases/mayoral/sadiq-announces-london-living-wage>> (2017年2月16日最終アクセス)
- Hirsch, Donald and Rhys Moore (2011) “The Living Wage in the United Kingdom: Building on Success”, Citizens UK<<http://citizensuk.org/wpcontent/uploads/2011/06/The-Living-Wage-in-the-United-Kingdom-May-2011.pdf>> (2017年2月15日最終アクセス)
- Living Wage Foundation Homepage <<http://www.livingwage.org.uk/>>  
(2017年2月13日最終アクセス)
- Living Wage Foundation Homepage “New Living Wage Commission launched to oversee the Living Wage calculation” <<http://www.livingwage.org.uk/news/new-living-wage-commission-launched-oversee-living-wage-calculation>> (2017年2月13日最終アクセス)
- Living Wage Foundation Homepage “LIVING WAGE FOUNDATION RESPONSE TO BUDGET 2015” <<http://www.livingwage.org.uk/news/living-wage-foundation-response-budget-2015>> (2017年2月13日最終アクセス)
- Living Wage Foundation Homepage “Living Wage Programme”<[http://www.livingwage.org.uk/who-pays-the-living-wage?qt-living\\_wage\\_schemes=0](http://www.livingwage.org.uk/who-pays-the-living-wage?qt-living_wage_schemes=0)>  
(2017年2月13日最終アクセス)
- Loughborough University, Centre for Research in Social Policy “Living Wage”  
<<http://www.lboro.ac.uk/research/crsp/mis/thelivingwage/>>  
(2017年2月15日最終アクセス)
- Low Pay Commission (2016) “The National Living Wage: A summary of the LPC’s findings on the £7.20 introductory rate”  
<[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/579747/The\\_NLW\\_-\\_summary\\_of\\_LPC\\_findings\\_on\\_introduutory\\_rate.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/579747/The_NLW_-_summary_of_LPC_findings_on_introduutory_rate.pdf)>  
(2017年2月15日最終アクセス)
- Low Pay Commission (2015) “National Minimum Wage: Low Pay Commission Report 2015”<[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/413415/The\\_National\\_Minimum\\_Wage\\_Low\\_Pay\\_Commission\\_Report\\_2015.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/413415/The_National_Minimum_Wage_Low_Pay_Commission_Report_2015.pdf)> (2017年2月17日最終アクセス)
- Norgrove, David (2015)“Low pay, productivity and the National Living Wage”, Presentation material, Resolution Foundation, 15 September, 2015.  
<[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/46](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/46)

5113/low\_pay\_productivity\_and\_the\_NLW.pdf> (2017年2月17日最終アクセス)  
Queen Mary University London Homepage “A short history of the living wage in the  
UK” <<http://www.geog.qmul.ac.uk/livingwage/history/index.html>>  
(2017年2月16日最終アクセス)

Wills, Jane and Brian Linneker (2012) “The Costs and benefits of the London living  
wage, October, Queen Mary University London” <[http://www.geog.qmul.ac.uk/  
livingwage/pdf/Livingwagecostsandbenefits.pdf](http://www.geog.qmul.ac.uk/livingwage/pdf/Livingwagecostsandbenefits.pdf)> (2017年2月17日最終アクセ  
ス)

## The Unification of the Methodologies in the Calculation of London and UK Living Wages and Suggestions for Japan

Michio Kishi

**Abstract:** This study confirms and analyzes the past and new unified methodologies of the London and UK Living  
Wages, and considers suggestions and issues in the calculation of living wages in Japan.

**Keywords:** London Living Wage, UK Living Wage, Decent Standard of Living